

彦根城博物館年報

令和5年度

はじめに

彦根城博物館は、昭和62年2月に市制施行50周年を記念して開館し、令和6年2月には、開館37周年を迎えました。これもひとえに市民をはじめとする多くの皆様のご支援・ご協力の賜物と感謝いたしております。

さて、令和5年度については、流行していた新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行し、一定の制約が解除されたこともあり、当館においては、様々な展示や、展示に併せた催しを開催するなどして多くの方にご来館いただき、1年間の延べ入館者数が109,691人と前年度と比べて10,424人の増加となりました。

令和5年度の取組としましては、まず、展示関係では、館蔵資料の分野別常設展示である「“ほんもの”との出会い」をはじめ、特別展「大名と菓子―百菓繚乱―」、企画展「仰ぎて天文を見る―江戸時代の天文学・暦学・星占い―」、同「関東大震災から100年 災害と井伊家伝来資料」を開催したほか、テーマ展および特別公開を計6回開催しました。

次に、保存管理においては、彦根藩井伊家文書と井伊家伝来雅楽の保存修理を令和5年度も継続実施しました。また、調査研究活動においては、博物館資料および彦根藩・彦根地域の美術工芸資料と古文書資料等の調査研究に取り組みました。中でも、「殿様の日常生活」をテーマとした彦根藩資料の共同研究については、令和3年度から国の補助を受けて実施している文化観光推進事業の取組の中で、令和5年度も引き続き実施しその成果を展示等で公開しました。

普及活動では、講演会や講座、教室「古文書のみかた」に加え、小学生を対象とした「キッズサマースクール」や「わくわく体験スクール」を実施し、子どもたちが伝統文化や歴史に触れる機会を提供しました。また、ホームページの公開や「彦根城博物館だより」の発行により、館や館蔵品の紹介、展示内容やイベントの開催情報など多様な情報の提供を行ったほか、X(旧Twitter)を活用して、展示の見どころや庭園の様子など、即時的な情報発信に取り組みました。

催物においては、小学生を対象とした館内でのクイズラリーを令和4年度に引き続き開催し、博物館をより身近に親しんでもらう取組を行いました。

今後とも、当館では、彦根市が令和3年度に策定した「彦根市総合計画」の中で目標とする「歴史・文化を生かし、にぎわいと特色がある産業が育つまち」となるよう、文化財の保存に取り組むとともに、収蔵品や施設の活用を図りながら、彦根の歴史・文化の魅力を発信してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本年報が、当館の運営について、一層のご理解に資するものとなれば幸いです。

令和6年7月

彦根城博物館
館長 井伊 岳夫



目次

はじめに

博物館事業

1. 展 示	2
(1) 常設展示“ほんもの”との出会い (2) テーマ展・特別公開 (3) 企画展 (4) 特別展	
2. 収集・保管	6
(1) 購入資料 (2) 受贈資料 (3) 資料修理 (4) 資料貸出	
3. 調査・研究	7
(1) 井伊家伝来資料を中心とする博物館資料等の調査	
(2) 令和6年度に開催する企画展、令和7年度以降に開催する展覧会関連資料の調査研究	
(3) 『彦根城博物館研究紀要』第34号の刊行 (4) その他	
4. 普 及	8
(1) 企画展・特別展関連講演会等 (2) 展示解説 (3) 博物館講座 (4) 博物館教室	
(5) 彦根城博物館だより (6) 博物館学芸員実習 (7) 展示案内の受け入れ・講師派遣など	
(8) 問い合わせ等の対応 (9) 彦根城博物館ホームページ	
5. 市民との協働	12
(1) 彦根城博物館友の会 (2) 博物館支援スタッフ	
6. 催 物	13
(1) 夏休みクイズラリー「探検！博物館」 (2) 秋声の茶席	
7. 刊 行 物	14
8. 薄茶席・売店運営事業	15
(1) 薄茶席 (2) 売店（ミュージアムショップ）	
9. 文化観光推進事業	18
(1) 彦根藩資料調査研究活用事業 (2) 彦根城博物館リニューアル事業	
10. 利 用 状 況	19
(1) 観覧者数 (2) 特別利用 (3) 画像資産利用	
(4) 国宝紙本金地著色風俗図（彦根屏風）商標使用 (5) 施設利用	
11. 管 理 ・ 運 営	20
(1) 組織 (2) 博物館協議会 (3) 職員 (4) 受付・売店運営、薄茶席運営、作業員業務	
(5) 警備・保守・清掃 (6) 設備改修工事等	

資 料	22
彦根城博物館の設置および管理に関する条例	22
彦根城博物館の管理運営に関する規則	26
彦根城博物館資料取扱要綱	31
彦根市国宝紙本金地著色風俗図（彦根屏風）管理基金の設置、管理および処分に関する条例	33
国宝紙本金地著色風俗図（彦根屏風）の商標使用に関する条例	34
国宝紙本金地著色風俗図（彦根屏風）の商標使用に関する規則	36
利 用 案 内	41

1. 展 示

(1) 常設展示 “ほんもの” との出会い

井伊家に伝来した美術工芸品や古文書を中心に、受贈・購入資料約77,000件、これに受託・移管資料等を併せた約100,000件の博物館資料の中から、1回約80点を分野ごとの6テーマ「武家の備え」「幽玄の美」「数寄の世界」「雅楽の伝統」「風雅のたしなみ」「古文書が語る世界」で展示した。博物館資料の保存対策をはかり、季節感等も考慮した展示内容とするため、約1か月ごとの展示替えを行った。また、展示室と木造棟において、分野ごとに展示解説シート（20種類）および英文展示解説シート（12種類）、アプリを用いた音声ガイド（日本語・英語・中国語）を提供した。

①武家の備え

「井伊の赤備え」と称される歴代藩主の甲冑、刀剣・拵、馬具、弓具、纏、合戦図など。

②幽玄の美

15代直忠が収集した大揃いの能装束や能面。

③数寄の世界

譜代大名家にふさわしい各種の茶道具や藩窯湖東焼。

④雅楽の伝統

12代直亮が収集した日本でも有数の質と量を兼ね備えた雅楽器。

⑤風雅のたしなみ

大名の生活を彩った絵画や書、調度品。

⑥古文書が語る世界

重要文化財「彦根藩井伊家文書」など。

(2) テーマ展・特別公開

分野別の展示「“ほんもの”との出会い」とは視点を変えて個別のテーマを取り上げた「テーマ展」を4回、国宝・彦根屏風および弥千代の雛道具を中心に公開する「特別公開」を実施した。

①特別公開「国宝・彦根屏風」

近世初期風俗画の傑作、国宝・彦根屏風を公開した。

会 期：令和5年4月20日（木）～5月16日（火）

会 場：展示室1

入場者数：14,885人



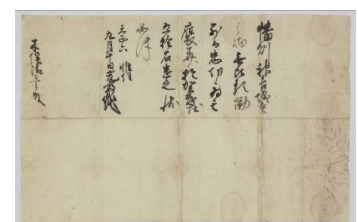
②テーマ展「滋賀県指定有形文化財 指定記念 彦根藩筆頭家老木俣清左衛門家文書」

代々彦根藩家老役を務め、軍事面でも先手隊を率い、彦根藩を支えた木俣清左衛門家。本展では、同家伝来で現在当館所蔵の古文書が滋賀県の指定有形文化財に指定されたことを記念し、その代表的な資料を紹介した。

会 期：令和5年5月19日（金）～6月20日（火）

会 場：展示室1

入場者数：9,703人



③テーマ展「井伊直亮の雅楽器収集 一大コレクション形成の現場―」

井伊家12代直亮（1794～1850）の日本屈指の雅楽器コレクション。その収集時期から入手ルート、判断基準、購入金額に至るまで、豊富な記録や作品を通じて、コレクションの実態に迫った。

会 期：令和5年6月23日（金）～7月25日（火）

会 場：展示室1

入場者数：9,269人



④テーマ展「龍 一天翔る靈獣―」

龍は中国に起源を持つ想像上の靈獣である。日本では龍神として信仰されるとともに、めでたい存在としても尊ばれ、親しまれてきた。本展では、辰年にちなみ、龍を表わしたさまざまな作品を紹介した。

会 期：令和5年12月14日（木）～令和6年1月15日（月）

※12月25日（月）～31日（日）は休館。

会 場：展示室1

入場者数：7,650人



⑤特別公開「雑と雑道具」

井伊家13代直弼の愛娘弥千代（1846～1927）の大揃いの雑道具を、地元の旧家に伝来した古今雑や御殿飾りなどとともに公開した。

会 期：令和6年2月17日（土）～3月17日（日）

会 場：展示室1

入場者数：8,855人



⑥テーマ展「数寄と清風 —井伊直亮の茶の湯と煎茶—

井伊家12代直亮（1794～1850）は、茶の湯や煎茶に造詣が深く、道具や茶書を積極的に収集し、茶室も新築しており、それらは、13代直弼の茶の礎ともなっている。本展では、井伊直亮の茶の湯に初めて焦点をあてて紹介した。

会 期：令和6年3月20日（水・祝）～4月22日（月）

会 場：展示室1

入場者数：16,943人



(3) 企画展

「企画展」は、博物館資料に加え外部からも資料を借用するもので、2回開催した。

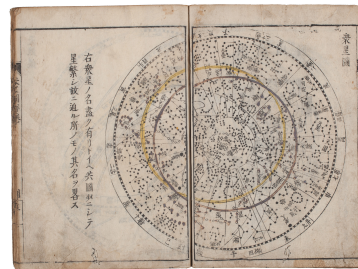
①企画展「仰ぎて天文を見る —江戸時代の天文学・暦学・星占い—

古くから人間は天体を観察してきた。日本においても、中国や西洋の影響を受け、天体観測に基づいた天文学・暦学だけでなく、占星術などによる理解も通して、天文と向き合ってきた。本展では、古文書や天文に関する書物、望遠鏡などから、江戸時代の天文学の歴史や天文にまつわる文化を紹介した。

会 期：令和5年7月28日（金）～8月29日（火） ※8月15日（火）は台風の影響で臨時休館。

会 場：展示室1

入場者数：16,451人



②企画展「関東大震災から100年 災害と井伊家伝来資料」

大正12年（1923）9月1日、東京や横浜などに甚大な被害をもたらした関東大震災。これによって東京本邸にあった井伊家伝来の美術品と古文書は、その多くが火災によって失われてしまった。関東大震災を中心に、井伊家伝来資料に関わる災害の歴史と、いかにしてこれらが守り伝えられてきたかを改めて振り返った。

会 期：令和5年9月1日（金）～10月4日（水）

会 場：展示室1

入場者数：11,577人



(4) 特別展

特別展「大名と菓子 一百菓繚乱一」

江戸時代、菓子は、幕府の儀礼の場で重用され、江戸は、菓子作りの先進地であった京とともに、菓子文化の中心地となった。江戸の菓子は大名を介し国元に伝えられ、特色ある菓子が各地で生まれる契機となった。本展では、精緻を極めた菓子木型や雛形、茶会記や注文書などから、江戸時代に花開いた大名たちの菓子文化を紹介した。

会 期：令和5年10月7日（土）～11月6日（月）

会 場：展示室1～2

入場者数：16,095人



2. 収集・保管

(1) 購入資料

名 称	件 数
中島宗達宛 日下部鳴鶴書簡（大正7年10月19日） ほか	4件
玉手箱雑書乾 ほか	2件

(2) 受贈資料

名 称	件 数	寄 贈 者
赤絵金彩竹林七賢人図香炉	1件	西村美穂子 氏
短冊	4件	田堀雅尚 氏
雲龍図 狩野永章筆	1件	數野美春 氏
五言詩書「世路有崢嶸…」 日下部鳴鶴筆	1件	川村純市 氏

(3) 資料修理

名 称	数 量
雅楽器のうち 太鼓	1面
重要文化財彦根藩井伊家文書のうち 御城使寄合留帳	3冊

(4) 資料貸出

名 称	件数	貸 出 先	展覧会名称
井伊直政画像（泰安居士像） 1幅ほか	7件	岡崎市美術博物館・株式会社NHKプロモーション	NHK大河ドラマ特別展「どうする家康」 会期：令和5年7月1日～8月20日
湖東焼 青手古九谷写鳳凰文鉢 1口ほか	5件	小松市立博物館	特別展「加賀国の九谷焼」 会期：令和5年10月7日～11月26日
国宝 風俗図(彦根屏風) 6曲1隻	1件	徳川美術館・名古屋市蓬左文庫	秋季特別展「人間讃歌—江戸の風俗画—」 会期：令和5年9月24日～11月5日
重要文化財 『炭の書』 (彦根藩井伊家文書) 1冊ほか	8件	一般財団法人今日庵 茶道資料館	令和6年新春展「炭道具—美味しい—碗を—」 会期：令和6年1月7日～3月31日

3. 調査・研究

(1) 井伊家伝来資料を中心とする博物館資料等の調査

- ①彦根藩資料調査研究会「殿様の日常生活」
- ②個別分野資料調査研究
 - ・井伊直忠の演能および能楽との関わりについて文献調査を行った。
 - ・井伊直亮のコレクションに関する基礎調査を行った。
 - ・彦根で活躍した絵師の基礎調査を行った。
 - ・井伊家伝来能面のうち、近江井関家関係能面の精査および近隣地域の井関家関係作品の基礎調査を行った。
- ③基礎資料翻刻『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳』18巻の原稿作成・編集作業を行い、刊行した。
- ④旧彦根藩士家等の個人や寺社等が所蔵する美術工芸品や古文書の調査、彦根藩大久保家文書近世分の目録作成のほか、調査を進めた。

(2) 令和6年度に開催する企画展、令和7年度以降に開催する展覧会関連資料の調査研究

- ①令和6年度企画展「青根九江一京で花開いた彦根の文人画家一」
- ②令和6年度企画展「井伊直興と永源寺南嶺慧詢」
- ③令和7年度企画展「石田逸翁と秀蘭一高宮出身の絵師一」
- ④令和7年度企画展「彦根藩と京都」
- ⑤令和7年度特別展「大名とスポーツ」

(3) 『彦根城博物館研究紀要』第34号の刊行

「資料翻刻 井伊直亮筆「買入物留」」、「資料翻刻 元禄七・八年井伊直興御書付等留」の2編を収録し刊行した。

(4) その他

①大名道具収蔵館研究会

大名道具を収蔵する博物館が集まり、大名道具や大名家の歴史に関する研究発表・情報交換を行う「大名道具収蔵館研究会」の第30回研究会に参加した。

日程：令和6年1月18日（木）

会場：徳島市立徳島城博物館

研究テーマ：大名の衣服（2）

4. 普 及

(1) 企画展・特別展関連講演会等

①企画展「仰ぎて天文を見る―江戸時代の天文学・暦学・星占い―」関連講演会

「江戸時代における天文の理解について」

開催日時：令和5年8月19日（土）14時～15時30分

会 場：当館講堂

講 師：荒田雄市

参加者数：30人



②企画展「関東大震災から100年 災害と井伊家伝来資料」関連講演会

「災害と井伊家伝来資料」

開催日時：令和5年9月16日（土）14時～15時30分

会 場：当館講堂

講 師：茨木恵美

参加者数：17人

③特別展「大名と菓子―百菓繚乱―」関連講演会

「井伊家と菓子」

開催日時：令和5年10月14日（土）14時～15時30分

会 場：当館講堂

講 師：奥田晶子

参加者数：32人

④特別展「大名と菓子―百菓繚乱―」記念講演会

「江戸時代の菓子文化」

開催日時：令和5年10月21日（土）14時～15時30分

会 場：当館講堂

講 師：中山圭子氏

（虎屋特別理事・虎屋文庫主席研究員）

参加者数：45人



(2) 展示解説

展覧会ごとに、展示の趣旨や展示作品のみどころを、担当学芸員がパワーポイント等を用いて講堂にて解説するスライドトークを実施した。

タイトル	開催日	担当学芸員	参加者数
①国宝・彦根屏風	令和5年 4月22日 (土)	高木 文恵	17人
②滋賀県指定有形文化財 指定記念 彦根藩筆頭家老木俣清左衛門家文書	令和5年 5月20日 (土)	北野 智也	26人
③井伊直亮の雅楽器収集—大コレクション形成の現場—	令和5年 6月24日 (土)	高木 文恵	21人
④仰ぎて天文を見る—江戸時代の天文学・暦学・星占い—	令和5年 7月29日 (土)	荒田 雄市	16人
⑤関東大震災から100年 災害と井伊家伝来資料	令和5年 9月 2日 (土)	茨木 恵美	28人
⑥大名と菓子—百菓繚乱—	令和5年10月 7日 (土)	奥田 晶子	39人
⑦龍—天翔る霊獣—	令和5年12月16日 (土)	茨木 恵美	9人
⑧雛と雛道具	令和6年 2月17日 (土)	奥田 晶子	10人
⑨数寄と清風—井伊直亮の茶の湯と煎茶—	令和6年 3月23日 (土)	高木 文恵	15人

※時間はいずれも14時～14時30分、定員50名で開催した。

(3) 博物館講座

市民が彦根城博物館とその資料、日本の歴史や美術に親しむ機会を提供するために、学芸員それぞれが、展示内容や各自の研究テーマについて日ごろの成果を踏まえてより深く解説した。

タイトル	開催日	担当学芸員	参加者数
①講座 私の研究最前線 「菊満香—琳派に魅せられた幕末の女性画家—」	令和5年 6月 3日 (土)	高木 文恵	16人
②講座 私の研究最前線 「大殿様井伊直中と榎御殿」	令和5年 7月22日 (土)	渡辺 恒一	15人
③講座 私の研究最前線 「彦根城下のなかの足軽」	令和5年 8月26日 (土)	北野 智也	19人
④講座 私の研究最前線 「彦根藩領の湊と船—船役所の機能を中心に—」	令和6年 1月13日 (土)	荒田 雄市	18人
⑤講座 私の研究最前線 「石黒務—明治に活躍した旧彦根藩士—」	令和6年 2月24日 (土)	早川 駿治	13人
⑥講座 私の研究最前線 「「暮物伺」から見た彦根藩武家奉公人の実像」	令和6年 3月 9日 (土)	柴崎 謙信	8人
⑦講座 私の研究最前線 「井伊直忠の能稽古と梅若家」	令和6年 3月16日 (土)	茨木 恵美	4人

※時間はいずれも14時～14時30分、定員50名で開催した。

(4) 博物館教室

①古文書のみかた

当館所蔵「彦根藩井伊家文書」などをテキストに、古文書解読方法を基礎から講義する教室（初級編）と、より深く古文書解読を学ぶための教室（中級編）を開催した。

開催日時：初級編 令和5年5月27日（土）、6月10日（土）、6月17日（土）、7月1日（土）、7月15日（土）、8月5日（土）（全6回） ※いずれも14時～16時

中級編 令和5年9月3日（日）、9月9日（土）、9月23日（土・祝）、10月1日（日）、10月8日（日）、10月22日（日）（全6回） ※いずれも14時～16時

参加者数：初級編 延べ155人

中級編 延べ149人

講師：北野智也、荒田雄市



②キッズサマースクール・わくわく体験スクール

小学生向けに日本の伝統文化や歴史に親しむ体験教室を開催した。

1) キッズサマースクール

開催日時：令和5年7月30日（日） 小学4～6年生対象

午前の部（10時～12時）

午後の部（13時30分～15時30分）

令和5年8月 6日（日） 小学1～3年生対象

午前の部（10時～12時）

午後の部（13時30分～15時30分）

内容：現在とは形や書き方など大きく異なる「昔の手紙」について、展示室で実物を見学した上で、当時の作法で実際に手紙を書くことで、その作り方や書き方に込められた意味を具体的に学んだ。

参加者数：48人（2日間合計）

講師：当館学芸員



2) わくわく体験スクール「茶道を楽しもう」

開催日時：令和5年10月15日（日）

10時～12時 小学4～6年生対象

13時30分～15時30分 小学1～3年生対象

内容：茶道の文化を学び、実際にお茶の体験を行った。

参加者数：39人（午前・午後合計）

講師：外海和子氏



(5) 彦根城博物館だより

141～144号を発行し、当館の展示や催物等の行事案内、お知らせ、学芸員が執筆する研究余録を掲載して、各6,000部を印刷して来館者や関係機関に配布した。

(6) 博物館学芸員実習

期 間：令和5年8月29日（火）、30日（水）、9月1日（金）、4日（月）、5日（火）の5日間
受入人数：7人（京都橘大学、信州大学、龍谷大学、大谷大学、京都教育大学、佛教大学、同志社大学）

(7) 展示案内の受け入れ・講師派遣など

小中高校の総合学習をはじめとする授業の一環などで博物館に来館した児童・生徒へ、当館および井伊家等に関する解説や質問対応を行った。また、出前講座をはじめ、歴史、美術に関する講座・講演会等の依頼に随時応えた。

学校対応：総合学習	5件	参加者数：325人
講 演：市民団体、他の自治体等	7件	受講者数：188人
市内公民館の講座	5件	受講者数：166人
庁内機関の講座	2件	受講者数：17人
彦根城博物館友の会主催の講演会等	2件	受講者数：35人

(8) 問い合わせ等の対応

歴史、美術に関する疑問や先祖調査など、市民等の問い合わせに随時答えた。

(9) 彦根城博物館ホームページ

ホームページにおいて、最新情報を公開するとともに、館蔵作品を紹介するなど、当館の魅力を積極的に発信した。また、SNSでは、X（旧Twitter）を活用し、博物館の展示や広報キャラバン参加時のポストなど、即時的な情報発信に努めた。

5. 市民との協働

これからの博物館運営には、博物館を地域の一人ひとりが支えていく体制づくりが求められている。このことから、博物館と市民とが協働して活動する体制づくりに取り組んだ。

(1) 彦根城博物館友の会

①活動内容等

友の会会員の数は、一般会員304人（高校生含む）、ジュニア会員2人、賛助会員101口。「彦根城博物館友の会ニュース」を年4回刊行している。誌面には行事や展示の案内の他に、投稿や学習のための記事を掲載。また、友の会独自で講演会や研修会を開催している。

②展示解説ボランティアガイド

会員の中からボランティアを募り、観覧者からの展示解説の要望に応じている。展覧会ごとの学習会では学芸員が展示説明会を開きガイドの育成を図っている。

ボランティアガイド登録者数：15人

展示解説の回数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）：延べ 112回

(2) 博物館支援スタッフ

博物館事業の運営に関わる支援スタッフを募集し、博物館職員と共に活動した。

①教育普及事業

キッズサマースクール、わくわく体験スクール「茶道を楽しもう」において、チラシ分け作業や小学生へ体験学習の指導補助を行った。

登録者数：14人 活動回数：6回 活動人数：延べ32人

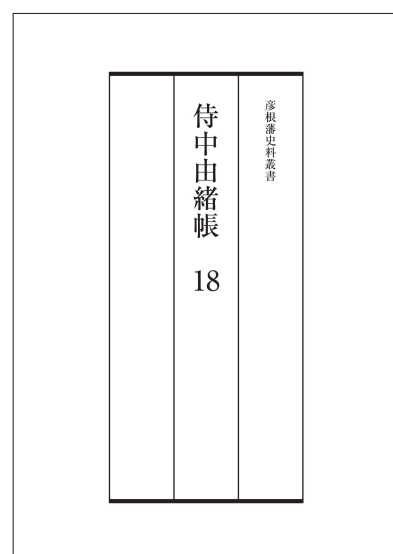
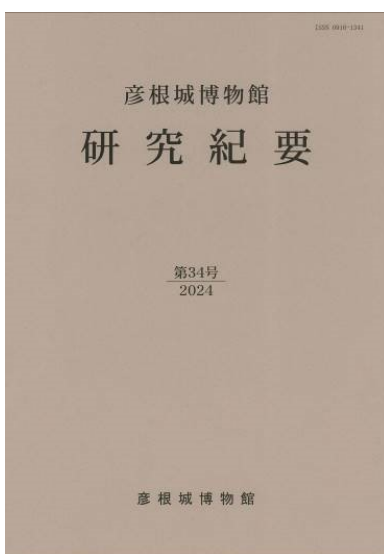
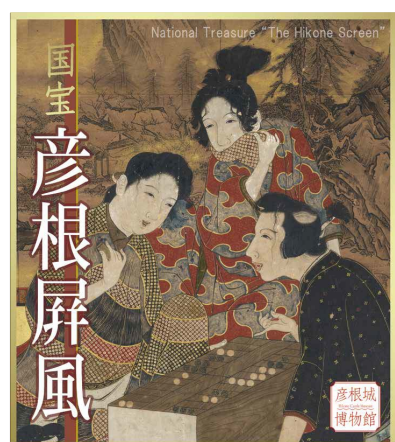
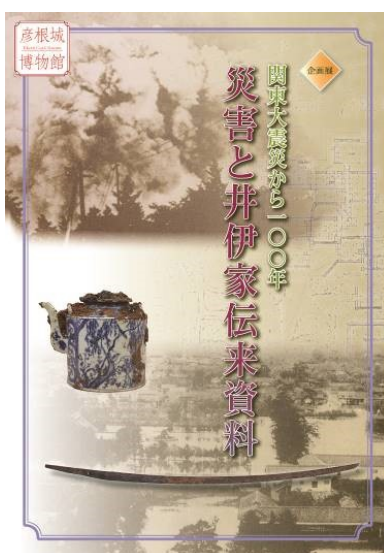
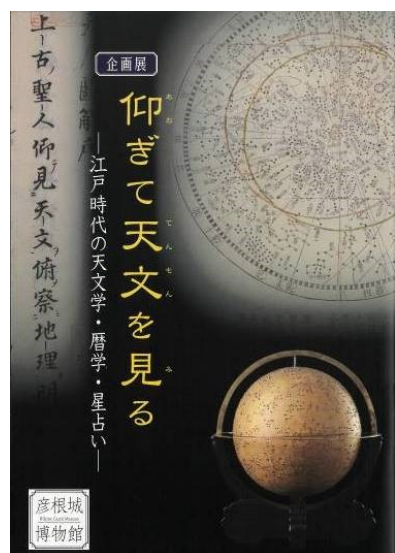
②古文書解読ボランティア

1か月に1回定例会を開催し、「側役日記」（彦根藩井伊家文書）の解読作業を進めた。

登録者数：20人 活動回数：10回 活動人数：延べ136人

7. 刊 行 物

名 称	発行年月	備 考
企画展図録「仰ぎて天文を見る —江戸時代の天文学・暦学・星占い—」	令和5年 7月	A 5判・ 56頁 1,000冊
企画展図録「関東大震災から100年 災害と井伊家伝来資料」	令和5年 9月	A 5判・ 52頁 1,000冊
特別展図録「大名と菓子—百菓繚乱—」	令和5年10月	変形判・ 64頁 1,000冊
図録「国宝・彦根屏風」	令和5年11月	変形判・ 32頁 1,000冊
彦根城博物館研究紀要 第34号	令和6年 3月	B 5判・ 80頁 650冊
彦根藩史料叢書 侍中由緒帳 18巻	令和6年 3月	A 5判・ 417頁 200冊



8. 薄茶席・売店運営事業

来館者へのサービス提供の一つとして当館直営で運営している。

(1) 薄茶席

当館の普及活動の一環として、日本の伝統文化の体験と来館者へのサービスを提供するため、薄茶席コーナーを設け、能舞台を眺めながら落ち着いた雰囲気の中で休憩していただいている。

一服 500円（生菓子付き）

(2) 売店（ミュージアムショップ）

当館の普及活動の一環として、彦根城博物館に関連する図録等の普及物品を販売した。

<博物館関連商品>

(単位：円)

商 品 名	販売単価	商 品 名	販売単価
彦根屏風（小型）紙箱入り	6,600	巾着（6種類）	1,400
彦根屏風（小型）桐箱入り	7,490	小風呂敷（2種類）	1,100
彦根屏風（大型）紙箱入り	13,750	彦根風呂敷	4,900
彦根屏風（大型）桐箱入り	21,295	古帛紗	4,400
関ヶ原合戦図屏風	13,200	彦根更紗小風呂敷（3種類）	1,300
彦根屏風色紙	1,980	印鑑入れ（2種類）	750
絵はがき（彦根屏風）	550	サイフ（5種類）	900
絵はがき（単品）	100	メガネケース（4種類）	1,000
クリアファイル関ヶ原	550	平型スキヤ（綿）大	3,800
井伊家伝来富貴長命古帛紗	5,500	マチ付がま口	1,650
井伊家伝来富貴長命出帛紗	16,500	彦根更紗柄 ウンヤ手数寄屋袋	20,900
井伊家伝来富貴長命風呂敷	7,000	彦根更紗柄 ウンヤ手懐紙入れ	8,250
井伊家伝来富貴長命小風呂敷	2,000	彦根更紗柄 ウンヤ手小帛紗	8,800
彦根藩井伊家 家紋手拭い	1,330	彦根更紗柄 ウンヤ手大帛紗	17,600
滋賀県産ひのきストラップ 彦根藩井伊家	770	彦根更紗柄 段更紗数寄屋袋	18,700
滋賀県産ひのきストラップ 彦根城	880	彦根更紗柄 段更紗懐紙入れ	7,700
ピンバッジ（5種類）	300	彦根更紗柄 段更紗小帛紗	8,800
ハンカチ 名物裂（3種類）	1,300	彦根更紗柄 段更紗大帛紗	17,600
葉入れ（2種類）	1,400		

<図 書 類>

(単位：円)

商 品 名	販売単価	商 品 名	販売単価
城下町彦根 街道と町並	1,320	近江佐和山城・彦根城	2,750
彦根藩の藩政機構	7,150	すごいぞ！彦根城	1,100
譜代大名井伊家の儀礼	6,600	滋賀ミュージアムガイド	1,320
武家の生活と教養	6,050	近江の画人	5,280
城下町の記憶	2,200	12歳から学ぶ 滋賀県の歴史	1,650
公用方秘録	6,600	埋木舎で培われた井伊直弼の茶の湯	1,540
幻の名窯一湖東焼（改訂版）一	2,200	新史料が導く桜田事変	5,940
城下町彦根を描く	3,780	朝鮮通信使と彦根	1,980
埋木舎と井伊直弼	1,320	世界遺産学への誘い	3,080
彦根城を極める	880	ひこね	1,100

<図録等>

(単位：円)

商 品 名	販売単価	商 品 名	販売単価
琉球王朝の美	1,300	研究紀要 20	800
宴	1,600	研究紀要 21	1,000
馬	1,500	研究紀要 22	800
京都画壇の華—狩野永岳—	1,500	研究紀要 23	1,000
長浜大通寺の精華	1,500	研究紀要 24	800
延寿寺の歴史と美術	200	研究紀要 25	1,000
仙琳寺の歴史と美術	300	研究紀要 26	800
高宮寺と時宗の美術	500	研究紀要 27	800
彦根の黄檗寺院	500	研究紀要 28	900
近江八景から琵琶湖八景へ	500	研究紀要 29	900
彦根ゆかりの画人	500	研究紀要 30	1,000
国宝 彦根屏風	27,300	研究紀要 31	900
侍中由緒帳 1	3,000	研究紀要 32	1,000
侍中由緒帳 2	3,900	研究紀要 33	900
侍中由緒帳 3	3,700	研究紀要 34	1,000
侍中由緒帳 4	3,500	法蔵寺文書目録	1,000
侍中由緒帳 5	3,500	四十九町代官家文書・村崎家文書調査報告書	1,200
侍中由緒帳 6	3,000	たんけん！！彦根城表御殿	200
侍中由緒帳 7	3,000	井伊直弼ってどんな人？	200
侍中由緒帳 8	3,000	江戸時代の医療	300
侍中由緒帳 9	3,000	直政・直孝物語	200
侍中由緒帳 10	3,000	井伊家伝来の名宝1 井伊家と彦根藩	700
侍中由緒帳 11	3,000	井伊家伝来の名宝2 武器と武具	700
侍中由緒帳 12	3,000	井伊家伝来の名宝3 彦根屏風と書画	700
侍中由緒帳 13	3,000	井伊家伝来の名宝4 茶道具と調度	700
侍中由緒帳 14	3,000	井伊家伝来の名宝5 能と雅楽	700
侍中由緒帳 15	3,000	政治の時代—井伊直弼と幕末の群像—	1,500
侍中由緒帳 16	3,000	直弼かるた	1,000
侍中由緒帳 17	3,800	五百羅漢のお寺—天寧寺の歴史と美術—	500
研究紀要 5	1,500	ポスター 関ヶ原合戦図屏風	300
研究紀要 8	1,000	肥田の古墳・城・村—大地に刻まれた記憶—	600
研究紀要 9	1,000	武門の絆—徳川将軍家と井伊家—	1,000
研究紀要 10	1,000	近代日本の書聖 日下部鳴鶴	800
研究紀要 11	1,000	茶人井伊直弼と幕末のやきもの	500
研究紀要 12	1,000	近江と能—霊場・名所・物語—	500
研究紀要 13	800	天下普請の城 彦根城	900
研究紀要 15	800	井伊直弼のこころ—百五十年目の真実—	800
研究紀要 16	800	忠義の人 遠城謙道—主君直弼への思いと禅画—	500
研究紀要 17	800	一期一会の世界 大名茶人 井伊直弼のすべて	1,000
研究紀要 18	800	重要文化財「彦根藩井伊家文書」老中奉書等修理報告書	1,800
研究紀要 19	800	参勤交代と彦根藩領—大名行列を迎えた人々—	600

(単位：円)

商 品 名	販売単価	商 品 名	販売単価
コレクター大名 井伊直亮一知られざる大コレクションの全貌一	1,200	関東大震災100年 災害と井伊家伝来資料	600
能面再興の立役者 近代の名工・中村直彦	500	大名と菓子一百菓繚乱一	1,200
商家のうつわ一湖東の商家伝来のやきもの一	500	国宝 彦根屏風	600
彦根製糸場一近代化の先駆け一	600	クリアファイル (5種類)	315
長曾祢虎徹一新刀随一の匠一	1,000	一筆箋 (2種類)	300
江戸時代の彦根を知ろう!	700	付箋	100
雛と雛道具	700	絵はがきセット (6種類入り)	500
拵一井伊家伝来の刀装一	1,200	オリジナルトートバッグ	700
彦根藩井伊家と能楽	500	ポストカード (彦根屏風)	100
幻の名窯 湖東焼一彦根藩窯の盛衰一	1,800	オリジナルミニバッグ (彦根屏風)	700
中川祿郎一井伊直弼を支えた儒学者一	600	絵はがき (33種類)	100
奇才の絵師 張月樵一彦根~京~名古屋への道一	1,000	彦根城 御城印 (博物館オリジナル)	300
日本の刀装一刀を飾る技と美一	1,500	彦根城 御城印 (さくらver.)	400
彦根藩の足軽一歩兵たちの近世一	600	彦根城 御城印 (甲冑ver.)	400
上田道三一彦根の歴史風景を描く一	600	オリジナルトートバッグ (ブルー)	400
仰ぎて天文を見る一江戸時代の天文学・暦学・星占い一	700		

令和5年度に新たに販売した商品



彦根城 御城印 (甲冑ver.)



オリジナルトートバッグ (ブルー)

9. 文化観光推進事業

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に則り認定を受けた地域計画に基づき、文化資源の磨き上げ、Wi-Fiやキャッシュレス決済等の整備、学芸員等の体制支援、バリアフリー等の利便性向上改修や展示改修等、地域一体となった観光コンテンツの造成等の取組について国の支援を受けて、彦根地域の文化の振興を起点とした文化観光を推進し、文化・観光の振興、地域の活性化の好循環を図る取組で、当館では以下の事業を行った。

(1) 彦根藩資料調査研究活用事業

彦根藩資料の調査研究を深め、かつその成果を活用することによって、彦根の文化観光を推進することを目的に、博物館学芸員と外部の日本史研究者が彦根藩井伊家当主の生活実態の解明をテーマに共同研究を行うもの。

令和5年度は、令和3年度～7年度までの5か年計画の3年度目。計4回の研究会を開催し、フィールドワーク1回を行った。それらの成果を常設展示「古文書が語る世界」で公開したほか、広報ひこね等の媒体で紹介した。また、4回目の研究会は、「殿様と家臣たちの日常―「側役日記」から見る井伊家10代直幸の政務―」と題し、公開シンポジウムという形で行った。

日本史研究者（招聘）：有坂道子氏（京都橘大学教授）
並木昌史氏（徳川美術館学芸部マネージャー）
三宅正浩氏（京都大学准教授）

研究会開催日：第1回 令和5年 8月15日（火）
第2回 令和5年 8月16日（水）
第3回 令和5年12月23日（土）
第4回 令和6年 3月24日（日）
※第4回のみ一般公開（参加者数31人）
フィールドワーク：令和5年11月12日（日）



(2) 彦根城博物館リニューアル事業

能舞台周りの外気対策を強化することで舞台のさらなる利活用を図るほか、受付・売店・玄関ホール周りの改修と、案内表示の統一感のある改修により、来館者の満足度の向上を図るもの。

令和5年度は、令和4年度に行った実施設計のうち、能舞台周りのスライディングウォールの改修工事を行った。

工事期間：令和5年9月30日～令和6年3月8日



10. 利用状況

(1) 観覧者数

(単位：人)

月 別	個 人		団 体	無 料	合 計	開館以来累計
	一 般	小中学生				
令和 5年 4月	8,853	1,023	130	1,810	11,816	4,185,240
5月	12,034	1,447	255	1,703	15,439	4,200,679
6月	6,179	295	159	978	7,611	4,208,290
7月	7,059	928	181	787	8,955	4,217,245
8月	10,921	2,583	442	1,034	14,980	4,232,225
9月	8,550	646	156	1,228	10,580	4,242,805
10月	10,215	696	321	1,945	13,177	4,255,982
11月	3,062	292	51	658	4,063	4,260,045
12月	1,726	91	38	439	2,294	4,262,339
令和 6年 1月	4,055	601	63	637	5,356	4,267,695
2月	2,818	239	20	434	3,511	4,271,206
3月	9,020	1,169	201	1,519	11,909	4,283,115

※台風の影響のため、臨時休館（令和5年8月15日）

※休館（令和5年5月17日、7月26日、10月5日、11月7日～12月13日、12月25日～12月31日、令和6年1月16日～2月16日、3月18日、3月19日）

(2) 特別利用

(単位：件)

区 分	熟 覧	撮 影	合 計
令和5年度合計	15	16	17

※1件の申請で「熟覧」・「撮影」を重複して申請することがあるため、「熟覧」・「撮影」の合計と、「合計」とは一致しない。

(3) 画像資産利用

(単位：件)

区 分	掲 載	閲覧・複写	委託業者からの貸出	合 計
令和5年度合計	27	32	71	130

(4) 国宝紙本金地著色風俗図（彦根屏風）商標使用 7件

(5) 施設利用

区 分	能 舞 台	木 造 棟	講 堂	合 計
利用件数(件)	3	10	106	119
利用者数(人)	135	242	1,972	2,349

(4) 受付・売店運営、薄茶席運営、作業員業務

受付・案内・観覧券販売	…委託（通常1ポスト）
売店運営	…委託（通常1ポスト）
薄茶席運営	…委託（通常1ポスト）
（土曜日・日曜日・祝日等のほか、行祭事日等の観覧者が多いと想定された日には、増員配置で対応）	
作業員（日常保全）	…委託（通常1ポスト）
（庭園管理等、特別作業がある日は増員配置で対応）	

(5) 警備・保守・清掃

警備（人的警備）	…委託（夜間1ポスト、昼間2ポスト）
警備（機械警備）	…委託（24時間）
清掃	…委託（毎日2～4人）
電気工作物保守管理	…委託（年6回）
消防設備等保守点検	…委託（外観・機能点検 年間2回、総合点検 年間1回）
自動扉保守点検	…委託（年間4回）
電動椅子保守点検	…委託（年間1回）
空調設備保守点検	…委託（年間2回）
高所作業台保守点検	…委託（年間1回）
重量シャッター保守点検	…委託（年間1回）
便所脱臭装置保守	…委託（年間6回）

(6) 設備改修工事等

施設・設備等の老朽化に伴い、次の改修を行った。

①彦根城博物館瓦塀屋根ほか改修工事

期間：令和5年11月18日～令和6年2月19日

資 料

彦根城博物館の設置および管理に関する条例

(昭和61年3月29日条例第2号)

改正 平成 4年 3月25日条例第16号 平成10年3月23日条例第15号
平成14年 3月29日条例第13号 平成17年6月30日条例第45号
平成18年 6月23日条例第33号 平成24年3月19日条例第 8号
平成28年 9月28日条例第36号 平成31年3月22日条例第29号
令和 4年12月20日条例第29号

(設置)

第1条 市民の教育、学術および文化の発展等に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公立博物館として彦根城博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 博物館の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
彦 根 城 博 物 館	彦根市金亀町1番1号

(職員)

第3条 博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、複製、模写、模型、文献、写真、フィルム等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、および展示すること。
- (2) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- (3) 博物館資料の利用者に対し、必要な説明、助言および指導を行うこと。
- (4) 博物館資料に関する調査研究を行うこと。
- (5) 博物館資料に関する解説書、目録、図録および調査研究の報告書等を作成し、および頒布すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (7) 演能、茶会等の文化的行事を開催すること。
- (8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成および研修を行うこと。
- (9) 他の博物館、資料館、図書館、学校等の関係機関との連絡および協力をする事。
- (10) その他彦根市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(観覧料)

第5条 博物館の展示室に入場しようとする者は、別表第1の観覧料を納付しなければならない。ただし、特別に企画し博物館資料を展示したときは、2,000円以内でその都度教育委員会が定める。

(入館の制限)

第6条 館長は、博物館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。

- (1) 博物館内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- (2) 博物館の施設もしくは設備または博物館資料を損傷するおそれのある者

(入館者の順守事項)

第7条 博物館の入館者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 博物館の施設もしくは設備または博物館資料をき損し、または汚損しないこと。
- (2) 他の入館者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可を受けないで博物館資料の撮影、模写等をしないこと。
- (4) その他館長が指示する事項

(特別利用)

第8条 特別利用(博物館資料を熟覧し、撮影し、もしくはその原板を使用し、または博物館資料の貸出しを受けることをいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 特別利用の許可を受けた者は、別表第2の特別利用料を納付しなければならない

(施設の使用等)

第9条 博物館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、別表第3の使用料を納付しなければならない。

(観覧料等の減免)

第10条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧料、特別利用料および使用料(以下「観覧料等」という。)を減免することができる。

(観覧料等の還付)

第11条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(前売り券)

第12条 教育委員会は、必要があると認めるときは、博物館観覧の前売り券を発行することができる。

2 前項の前売り券の料金は、その都度教育委員会が定める。

(博物館協議会)

第13条 法第23条第1項の規定に基づき、博物館に彦根城博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、10人以内の委員で組織する。

3 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育および社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年2月11日から施行する。

(観覧料の特例)

2 国宝・彦根城築城410年祭の開催期間(平成29年3月18日から同年12月10日までの期間をいう。)における観覧料は、別表第1の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	個 人	団 体			
		30人以上	100人以上	300人以上	
観覧料	一 般	500円	450円	400円	350円
	小中学生	250円	170円	145円	120円

備考 上記の金額は、1人1回当たりの金額とする。

付 則（平成4年3月25日条例第16号）

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

付 則（平成10年3月23日条例第15号）

この条例は、平成10年11月1日から施行する。

付 則（平成14年3月29日条例第13号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1および別表第3にかかる改正は、平成14年7月1日から施行する。

付 則（平成17年6月30日条例第45号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年6月23日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（観覧料の特例）

2 彦根城博物館の設置および管理に関する条例別表第1の規定の適用については、国宝・彦根城築城400年祭の開催期間中（平成19年3月21日から同年11月25日まで）においては、次のとおりとする。

区 分	個 人	団 体			
		30人以上	100人以上	300人以上	
観 覧 料	一 般	500円	450円	400円	350円
	小 中 学 生	250円	170円	145円	120円
セット券を利用 した場合の観覧料	一 般	500円	450円	400円	350円
	小 中 学 生	150円	135円	120円	105円

備考

1 セット券とは、彦根城博物館と彦根城内を併せて観覧する場合の観覧券とする。

2 上記の金額は、1人1回当たりの金額とする。

付 則（平成24年3月19日条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成28年9月28日条例第36号）

この条例は、平成29年3月18日から施行する。

付 則（平成31年3月22日条例第29号）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の彦根城博物館の設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた改正後の第8条第1項の規定による特別利用の許可の申請に係る特別利用料および第9条第1項の規定による使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前に行われた改正前の第8条第1項の規定による特別利用の許可の申請に係る特別利用料および第9条第1項の規定による使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（令和4年12月20日条例第29号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区 分		個 人	団 体		
			30人以上	100人以上	300人以上
観 覧 料	一 般	500円	450円	400円	350円
	小 中 学 生	250円	170円	145円	120円
セット券を利用 した場合の観覧料	一 般	400円	360円	320円	280円
	小 中 学 生	150円	135円	120円	105円

備考

- 1 セット券とは、彦根城博物館と彦根城内（馬屋、^{さわぐちまもんやぐら}佐和口多聞櫓および玄宮園を含む。以下同じ。）を併せて観覧する場合の観覧券とする。
- 2 上記の金額は、1人1回当たりの金額とする。

別表第2（第8条関係）

区 分		単 位	特別利用料
熟 覧		1点1日	2,500円
撮 影	写 真	1点1回	3,100円
	映画・ビデオ		7,100円
原 板 の 使 用		1枚1回	3,500円
貸 出 し		別 に 定 め る。	

別表第3（第9条関係）

使用料

時間区分 使用区分	午 前	午 後	全 日
	8時30分から 12時まで	13時から 17時まで	8時30分から 17時まで
能 舞 台	17,400円	20,900円	34,500円
木 造 棟	12,500円	14,700円	24,600円
講 堂	2,100円	2,400円	4,300円

備考

- 1 このほか、施設の一部を使用する場合は、その都度教育委員会が定める。
- 2 冷暖房料ならびに設備および器具の使用に係る料金については、損料として、別に教育委員会
が定める。

彦根城博物館の管理運営に関する規則

(昭和62年1月6日教委規則第1号)

改正 平成元年 3月13日教委規則第 2号 平成14年 3月29日教委規則第 7号
平成17年 3月28日教委規則第 6号 平成18年 3月29日教委規則第13号
平成20年 4月25日教委規則第11号 平成29年 9月26日教委規則第10号
平成31年 3月29日教委規則第 5号 令和元年10月 1日教委規則第 5号の2
令和 3年12月 1日教委規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、彦根城博物館の設置および管理に関する条例（昭和61年彦根市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 彦根城博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとし、入館時間は、午後4時30分までとする。ただし、博物館の館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めるときは、彦根市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認める時は、教育長の承認を得て、休館日を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 12月25日から12月31日まで
- (2) 博物館資料の展示替えまたは整理の期間

(観覧手続)

第4条 博物館の展示室に入場しようとする者は、条例第5条に規定する観覧料を納付し、観覧券の交付を受けなければならない。

(観覧料等の減免)

第5条 条例第10条に規定する観覧料等を減免することができる場合および減免額は、次のとおりとする。ただし、条例第5条ただし書による観覧料は除く。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校の児童または中学校の生徒が、教育上の目的のために教職員に引率されて展示室を観覧する場合 全額
- (2) その他教育長が特に必要と認めた場合 そのつど教育長が定める額

(観覧料等の減免申請書)

第6条 観覧料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ観覧料等減免申請書（別記様式第1号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前条の規定により減免したときは、特別観覧許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(特別利用の手続)

第7条 条例第8条第1項の規定に基づき、博物館資料の特別利用をしようとする者は、あらかじめ特別利用許可申請書（別記様式第3号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、特別利用の許可をしたときは、特別利用許可書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(特別利用の制限)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

-
-
- (1) 特別利用により博物館資料の保存に悪影響が生ずると認められるとき。
 - (2) 特別利用が好ましくない用途に供されると認められるとき。
 - (3) 他の入館者の観覧に支障があると認められるとき。
 - (4) その他特別利用を許可することが不相当と認められるとき。

(特別利用の許可の取消し等)

第9条 館長は、条例第8条第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、または特別利用を停止させることができる。

- (1) 条例またはこの規則、もしくは許可条件に違反したとき。
- (2) 前条の各号のいずれかに該当したとき。
- (3) その他館長が必要と認めたとき。

(施設等の使用許可)

第10条 条例第9条第1項の規定に基づく博物館の施設およびその付属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ博物館施設等使用許可申請書（別記様式第5号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、博物館施設等の使用を許可したときは、博物館施設等使用許可書（別記様式第6号）を交付するものとする。

(損料)

第11条 条例第9条第2項の規定に基づく施設等の損料は、別表のとおりとする。

2 損料として基準の定めがないものについては、そのつど教育長が定める。

(施設等使用の制限)

第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。ただし、博物館活動上必要と認める場合を除く。
- (3) 施設等または博物館資料を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 博物館の事業の実施に支障があるとき。
- (5) その他施設等の使用を許可することが不相当と認められるとき。

(施設等の使用許可の取消し等)

第13条 館長は、第10条第2項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、当該許可を取り消し、または使用を停止させることができる。

- (1) 条例またはこの規則もしくは許可条件に違反したとき。
- (2) 前条の各号のいずれかに該当したとき。
- (3) その他館長が必要と認めたとき。

(損害賠償)

第14条 博物館の建物、設備および博物館資料等を損傷し、または滅失した者は、その損害について、賠償しなければならない。

2 教育委員会は、第9条および第13条の規定により、使用条件の変更、許可の取消しまたは停止を行った場合、これにより生じる損害についての賠償の責めは負わない。

(課および係の設置)

第15条 博物館に、次の課および係を置く。

- (1) 管理課 管理係
- (2) 学芸史料課 学芸係 史料係

(分掌事務)

第16条 各課および各係の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、分掌事務以外の業務を取り扱わせることができる。

管理課

管理係

- (1) 施設の利用許可に関する事。
- (2) 施設の維持管理に関する事。
- (3) 博物館の文化活動に関する事。
- (4) 博物館資料についての図録等の頒布に関する事。
- (5) 博物館協議会に関する事。
- (6) 博物館の広報・宣伝に関する事。
- (7) 博物館友の会に関する事。
- (8) 博物館内の事務事業の調整、その他他課に属さない事。
- (9) 課内の庶務に関する事。

学芸史料課

学芸係

- (1) 博物館資料（美術工芸資料）の調査研究、収集および保管に関する事。
- (2) 博物館資料の貸出しに関する事。
- (3) 博物館資料（美術工芸資料）の展示に関する事。
- (4) 博物館活動の教育普及および啓発に関する事。
- (5) 他の教育機関との調整に関する事。
- (6) 課内の庶務に関する事。

史料係

- (1) 博物館資料（古文書、典籍および歴史資料）の調査研究、収集および保管に関する事。
- (2) 博物館資料（古文書、典籍および歴史資料）の展示に関する事。
- (3) 彦根藩史料および彦根地域史の研究結果の刊行に関する事。
- (4) 博物館資料の特別利用（熟覧、撮影および原板使用）に関する事。
- (5) 博物館資料の広報および情報公開に関する事。

（職）

第17条 条例第3条の規定に基づき、博物館に館長および副館長を、課に課長を置く。

- 2 教育長が必要と認めるときは、課に課長補佐を置くことができる。
- 3 係に係長を置く。
- 4 教育長が特に必要と認めるときは、博物館に参事および副参事を、課に主幹、副主幹および主査を置くことができる。
- 5 前各号に定めるもののほか、課に副主査、主任、主事および技師を置くことができる。

（職務）

第18条 館長は、教育長の命を受けて博物館の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 課長は、上司の命を受け課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐は、課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 参事および副参事は、上司の命を受けて、所属事務に参画する。
- 6 主幹、副主幹および主査は、上司の命を受けて、担当事務を処理する。
- 7 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。

（専決事項）

第19条 館長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 博物館の入館に関する事。
- (2) 博物館施設の使用に関する事。
- (3) 博物館資料の特別利用に関する事。

2 課長は、彦根市教育委員会事務決裁規程（平成29年彦根市教育委員会訓令第3号）に規定する課長の専決事項を専決することができる。

（事務の代決）

第20条 副館長は、館長が不在のとき、前条第1項に関するものについては、これを代決することができる。

2 副館長は、教育長、教育部長および教育部次長がいずれも不在のとき、教育長の所管事務のうち博物館に関するものについては、これを代決することができる。

3 副館長は、教育部長および教育部次長がともに不在のとき、教育部長の専決事項のうち博物館に関するものについては、これを代決することができる。

4 課長は、教育長、教育部長、教育部次長および副館長がいずれも不在のとき、教育長の所管事務のうち博物館に関するものについては、これを代決することができる。

5 課長は、教育部長、教育部次長および副館長がいずれも不在のとき、教育部長の専決事項のうち博物館に関するものについては、これを代決することができる。

6 副館長は第1項、第2項および第3項により代決したもののうち、課長は前2項の規定により代決した事項のうち重要と認めるものは、その文書に後関の記載をして遅滞なく不在であった上司の閲覧に供し、またはその大略を報告しなければならない。

（規定の準用）

第21条 この規則によるもののほか、博物館の事務処理について必要な事項は、彦根市事務処理規程（昭和36年彦根市訓令第16号）の規定を準用する。

（博物館資料の館外貸出し）

第22条 博物館資料は、館外への貸出しをしない。ただし、次の各号に掲げる者で相当と認めるものには貸し出すことができる。

(1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の規定による博物館、同法第29条の規定による博物館に相当する施設および文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項ただし書の規定による公開承認施設

(2) その他館長が特に認めた者

（博物館資料の寄贈および寄託）

第23条 博物館は、博物館の運営上必要と認める博物館資料の寄贈および寄託を受けることができる。

2 寄贈または寄託を受けた博物館資料は、その品名、員数ならびに寄贈または寄託を行った者の住所および氏名を記録し、整理保管するものとする。

（博物館協議会の会長）

第24条 条例第13条に規定する博物館協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

（協議会の会議）

第25条 会議は、必要に応じて、館長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和62年2月11日から施行する。

付 則（平成元年3月13日教委規則第2号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月29日教委規則第7号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成14年7月1日から施行する。

付 則（平成17年3月28日教委規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月29日教委規則第13号）

この規則は平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月25日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の彦根城博物館の管理運営に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成29年9月26日教委規則第10号）

この規則は、彦根市教育委員会事務決裁規定（平成29年彦根市教育委員会訓令第3号）の施行の日から施行する。

付 則（平成31年3月29日教委規則第5号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和元年10月1日教委規則第5号の2）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る冷暖房損料および付属設備損料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る冷暖房損料および付属設備損料については、なお従前の例による。

付 則（令和3年12月1日教委規則第14号）抄

1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。

別表（第11条関係）

1 冷暖房損料

区 分	料 金（1時間あたり）	
	冷 房	暖 房
能舞台使用の場合 展示室4(正面見所)	280円	230円
講 堂	250円	230円

2 付属設備損料

区 分	単 位	料 金
五 色 幕	1 式	520円
び よ う ぶ	1 隻	520円
正 面 見 所 椅 子・ガ ラ ス 戸	1 式	3,140円
能 舞 台 用 ス ポ ッ ト・ラ イ ト	1 式	1,040円
木 造 棟 用 照 明 器 具	1 台	310円
長 机	1 台	50円
椅 子	1 脚	30円
毛 せ ん	1 枚	100円

備考

1 この表に掲げる付属設備損料の額は、彦根城博物館の設置および管理に関する条例別表第3に掲げる時間区分（午前、午後を1回、全日を2回）により計算する。

彦根城博物館資料取扱要綱

(昭和62年2月10日教委告示第3号)

改正 平成元年6月 9日教委告示第12号 平成14年 3月29日教委告示第 6号
平成20年4月22日教委告示第 9号 令和 3年12月 1日教委告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、彦根城博物館（以下「博物館」という。）における博物館資料（以下「資料」という。）の寄贈および寄託の受入れ、貸出しならびに購入等の取扱いについて必要な手続を定めるものとする。

(寄贈)

第2条 資料を博物館に寄贈しようとする者は、博物館資料寄贈申込書（別記様式第1号）を彦根市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

(受領)

第3条 市長は、彦根城博物館の管理運営に関する規則（昭和62年彦根市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、資料の寄贈を受けたときは、受領書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(寄託)

第4条 資料を博物館に寄託しようとする者は、博物館資料寄託申込書（別記様式第3号）を博物館の館長（以下「館長」という。）に提出するものとする。

(受託)

第5条 館長は、規則第23条の規定に基づき寄託の承諾をした資料（以下「寄託資料」という。）を受領したときは、受託証書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(寄託期間等)

第6条 寄託期間は、3箇年とする。ただし、年度の途中における寄託にあっては、当該年度の4月1日から起算する。

2 館長は、寄託期間満了の1箇月前までに寄託者にこれを通知する。この場合寄託者が寄託の更新を希望するときは、寄託資料寄託更新申込書（別記様式第5号）を提出するものとする。

(寄託資料の返還)

第7条 寄託資料の返還は、受託証書と引換えに行わなければならない。

2 寄託者は、寄託期間中であっても寄託資料返還申込書（別記様式第6号）を提出して寄託資料の返還を受けることができる。

3 寄託者は、寄託期間中であっても寄託資料一時返還申込書（別記様式第7号）を提出して寄託資料の一時返還を受けることができる。その期間は、60日以内とする。

(寄託資料の所有者等の変更)

第8条 寄託者は、寄託資料の所有権を移転したとき、または所有者の氏名、住所を変更したときは寄託資料所有者等変更届（別記様式第8号）を提出するものとする。

(寄託資料の保管)

第9条 寄託資料の保管は、無償とする。

2 寄託資料を展覧に供した場合、謝金は交付しないものとする。

3 寄託資料の取扱いは、館蔵品に準じて行うものとする。ただし、特別利用については、寄託者の承諾を得なければならない。

4 寄託資料の運搬、展示および保管のために必要な修理は、博物館において実施することができる。

(館外貸出しの手続)

第10条 資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料借用申請書(別記様式第9号)を提出しなければならない。

2 館長は、資料の館外貸出しの承諾をしたときは、博物館資料貸出許可書(別記様式第10号)を交付するものとする。

(資料の貸出期間)

第11条 資料の貸出期間は、90日以内とし、その貸出資料の展示期間は、30日以内とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(借受人の順守事項)

第12条 資料の貸出しを受けた者(以下「借受人」という。)は、次の各号の事項を順守しなければならない。

- (1) 借受人は、貸出資料を善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 貸出資料の取扱いは、学芸員もしくはこれと同等の資格を有すると認められる者が行うこと。
- (3) 貸出資料の貸出しおよび貸出期間中の保管等に要する費用は、すべて借受人の負担とすること。
- (4) 借受人は、貸出資料を借受目的以外の用に供してはならない。
- (5) 貸出資料の展示は、原則としてケース内展示とし、博物館所蔵資料にあつては、彦根城博物館所蔵の旨を明示すること。
- (6) 借受人は、貸出資料を滅失またはき損したときはこれによって生じた損害を賠償すること。
- (7) 借受人に前各号に違反する行為があるとき、または特別の理由が生じたときは貸出しを取り消す場合がある。この場合に生じた損害については、博物館はその責を負わないものとする。
- (8) その他博物館職員の指示に従うこと。

(預り証の徴収)

第13条 館長は、貸出資料を貸し出した場合、借受人から預り証を徴収しなければならない。

(資料の借入れ)

第14条 館長は、博物館運営上必要と認める資料を借用することができる。

2 館長は、資料を借用したときは預り証(別記様式第11号)を交付するものとする。

3 借用した資料の返還は、預り証と引換えに行わなければならない。

(購入)

第15条 資料を購入しようとする場合は、学識経験および専門的知識を有する者の審査を経るものとする。

第16条 この要綱に定めるもののほか、資料の取扱いについて必要な事項は、館長が別に定める。

付 則

この告示は、昭和62年2月11日から施行する。

付 則 (平成元年6月9日教委告示第12号)

この告示は、平成元年6月9日から施行する。

付 則 (平成14年3月29日教委告示第6号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年4月22日教委告示第9号)

この告示は、平成20年4月22日から施行し、改正後の彦根城博物館資料取扱要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

付 則 (令和3年12月1日教委告示第20号) 抄

1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

彦根市国宝紙本金地著色風俗図(彦根屏風)管理基金の設置、管理および処分に関する条例

(平成8年12月24日条例第34号)

(設置)

第1条 国宝紙本金地著色風俗図(彦根屏風)の管理を円滑に行うため、彦根市国宝紙本金地著色風俗図(彦根屏風)管理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

国宝紙本金地著色風俗図(彦根屏風)の商標使用に関する条例

(平成12年9月29日条例第56号)

改正 平成22年3月24日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、国宝紙本金地著色風俗図(彦根屏風)(以下「彦根屏風」という。)の商標登録第4385431号に係る商標(彦根屏風絵画全体および文字。以下「本件商標」という。)の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(本件商標の適用範囲)

第2条 本件商標を適用する指定商品または指定役務の区分は、別表のとおりとする。

(使用の許可)

第3条 本件商標を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

- 2 市長は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。
- 3 本件商標の使用を許可する範囲は、日本国内とする。

(使用許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 彦根屏風のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) その他その使用が適当でないとき。

(使用許可の取消し)

第5条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(使用料)

第6条 本件商標の使用料は、1商品もしくは1役務の使用につき1年間8,000円とする。

(使用料の納付の時期)

第7条 使用者は、使用の許可を受けたときは、速やかにこれを納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、還付することができるものとする。

(目的外使用、権利譲渡の禁止)

第10条 本件商標の使用者は、使用目的以外に使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成12年12月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月24日条例第7号)

この条例は、平成22年5月26日から施行する。

別表 (第2条関係)

区分	分類	指定商品または指定役務
商品	第3類	洗淨剤および化粧品
	第4類	工業用油、工業用油脂、燃料および光剤
	第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用または衛生用の装置
	第14類	貴金属、貴金属製品、宝飾品および時計
	第16類	紙、紙製品および事務用品
	第18類	革およびその模造品、旅行用品ならびに馬具
	第20類	家具およびプラスチック製品であって他の類に属しないもの
	第21類	家庭用または台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品および磁器製品
	第24類	織物および家庭用の織物製カバー
	第25類	被服および履物
	第26類	裁縫用品
	第27類	床敷物および織物製でない壁掛け
	第30類	加工した植物性の食品 (他の類に属するものを除く。) および調味料
	第32類	アルコールを含有しない飲料およびビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料	
役務	第42類	飲食物の提供、宿泊施設の提供、医療、衛生および美容、動物の治療、農業に係る役務、法律事務、調査研究、電子計算機のプログラムの作成その他の他の類に属しない役務

国宝紙本金地著色風俗図(彦根屏風)の商標使用に関する規則

(平成12年10月26日規則第63号)

改正 平成22年3月25日規則第13号 令和3年12月1日規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、国宝紙本金地著色風俗図(彦根屏風)の商標の使用に関する条例(平成12年彦根市条例第56号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、商標登録第4385431号に係る商標(国宝紙本金地著色風俗図(彦根屏風)絵画全体および文字。以下「本件商標」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(商品または役務)

第2条 条例第2条の規定による指定商品または指定役務の区分に属する商品または役務は、別表のとおりとする。

(使用申請および使用許可)

第3条 条例第3条の規定により、本件商標の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、国宝彦根屏風商標使用許可申請書(別記様式第1号)を市長に提出し、国宝彦根屏風商標使用許可書(別記様式第2号。以下「使用許可書」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の申請書には、本件商標を使用しようとする商品の見本(以下「見本」という。)を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可の条件)

第4条 条例第3条第2項の条件は、次のとおりとする。

- (1) 商品の使用、宣伝または広告に際して、本件商標登録番号をその商品、包装、広告等に明示すること。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 登録商標を付した商品等の瑕疵(かし)により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- (7) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。

(使用許可の期間)

第5条 本件商標を使用できる期間は、使用許可の日から1年間とする。ただし、次条に規定する使用許可の変更の場合は、変更前に使用許可を受けた期間の残存期間とする。

(使用許可の変更)

第6条 使用者は、使用許可を受けた事項に変更を生ずるときは、国宝彦根屏風使用許可変更申請書(別記様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出し、改めて使用許可書の交付を受けなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定により使用料を減免することができる場合およびその減免割合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共団体が使用する場 合 免除
- (2) 公共的団体が使用する場 合 50パーセント減額
- (3) 公共的団体が営利を目的とせず使用する場 合 免除
- (4) 社会教育関係団体および社会福祉団体等が使用する場 合 免除
- (5) その他市長が特に認める場 合 市長が必要と認める割合を減額または免除

(使用の中止)

第8条 使用者が本件商標の使用を中止しようとするときは、国宝彦根屏風商標使用中止届（別記様式第4号）に、使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成12年12月1日から施行する。

付 則（平成22年3月25日規則第13号）

この規則は、平成22年5月26日から施行する。

付 則（令和3年12月1日規則第78号）抄

1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	分類	商品または役務
商品	第3類	洗淨剤および化粧品 せっけん類、香料類、化粧品、かつら装着用接着剤、つけづめ、つけまつ毛、つけまつ毛用接着剤、歯磨き、家庭用帯電防止剤、家庭用脱脂剤、さび除去剤、染み抜きベンジン、洗濯用柔軟剤、洗濯用でん粉のり、洗濯用漂白剤、洗濯用ふのり、つや出し剤、研磨紙、研磨布、研磨用砂、人造軽石、つや出し紙、つや出し布、靴クリーム、靴墨、塗料用剥離剤
	第4類	工業用油、工業用油脂、燃料および光剤 工業用油、工業用油脂、燃料、ろう、靴油、固形潤滑剤、保革油、ランプ用灯しん、ろうそく
	第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用または衛生用の装置 電球類および照明用器具、あんどん、ガスランプ、石油ランプ、ちょうちん、ほや、工業用炉、原子炉、火鉢類、ボイラー、ガス湯沸かし器、調理台、流し台、加熱器、業務用揚物器、業務用食器乾燥機、業務用炊飯器、業務用煮炊釜、業務用焼物器、業務用レンジ、冷凍機械器具、アイスボックス、氷冷蔵庫、飼料乾燥装置、牛乳殺菌機、乾燥装置、換熱器、蒸煮装置、蒸発装置、蒸留装置、熱交換機、暖冷房装置、便所ユニット、浴室ユニット、美容室または理髪店用の機械器具（いすを除く。）、太陽熱利用温水器、浄水装置、家庭用電熱用品類、浴槽類家庭用浄水器、水道蛇口用座金、水道蛇口用ワッシャー、水道用栓、タンク用水位制御弁、パイプライン用栓、汚水浄化槽、し尿処理槽、家庭用汚水浄化槽、家庭用し尿処理槽、ゴミ焼却炉、洗淨機能付き便座、洗面所用消毒剤ディスペンサー、便器、和式便器用いす、あんか、かいろ、かいろ灰、化学物質を充てんした保温保冷具、湯たんぼ
	第14類	貴金属、貴金属製品、宝飾品および時計 貴金属、貴金属製食器類、貴金属製のくるみ割り器・こしょう入れ・砂糖入れ・塩振出し容器・卵立て・ナプキンホルダー・ナプキンリング・盆およびようじ入れ、貴金属製の花瓶・水盤・針箱・宝石箱・ろうそく消しおよびろうそく立て、貴金属製のがま口・

区分	分類	商品または役務
商品	第14類	靴飾り・コンパクトおよび財布、貴金属製喫煙用具、身飾品、宝玉およびその原石ならびに宝玉の模造品、時計、記念カップ、記念たて、キーホルダー
	第16類	紙、紙製品および事務用品 紙類、紙製包装用容器、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、衛生手ふき、型紙、紙製タオル、紙製テーブルクロス、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製のぼり、紙製旗、紙製ハンカチ、紙製ブラインド、紙製幼児用おしめ、裁縫用チャコ、荷札、雑誌、新聞、写真立て、遊戯用カード、文房具類、事務用または家庭用ののりおよび接着剤、青写真複写機、あて名印刷機、印刷用インテル、印字用インクリボン、活字、こんにやく版複写機、自動印紙はり付け機、事務用電動式ホッチキス、事務用封かん機、消印機、製図用具、装飾塗工用ブラシ、タイプライター、チェックライター、謄写版、凸版複写機、文書細断機、封ろう、マーキング用孔開型板、郵便料金計器、輪転謄写機、観賞魚用水槽およびその附属品
	第18類	革およびその模造品、旅行用品ならびに馬具 皮革、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、かばん金具、がま口口金、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄、乗馬用具、愛玩動物用被服類
	第20類	家具およびプラスチック製品であって他の類に属しないもの 家具、貯蔵槽類（金属製または石製のものを除く。）、プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。）、カーテン金具、金属代用のプラスチック製締め金具、くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベットおよびキャスター（金属製のものを除く。）、座金およびワッシャー（金属製・ゴム製またはバルカンファイバー製のものを除く。）、錠（電気式または金属製のものを除く。）、木製・竹製またはプラスチック製の包装用容器、葬祭用具、荷役用パレット（金属製のものを除く。）、養蜂用巣箱、クッション、座布団、まくら、マットレス、愛玩動物用ベッド、アドバルーン、犬小屋、うちわ、買物かご、額縁、家庭用水槽（金属製または石製のものを除く。）、きゃたつおよびはしご（金属製のものを除く。）、工具箱（金属製のものを除く。）、小鳥用巣箱、ししゅう用枠、植物の茎支持具、食品見本模型、人工池、すだれ、ストロー、スリーピングバック、せんす、装飾用ビーズカーテン、タオル用ディスプレイ（金属製のものを除く。）、つい立て、ネームプレートおよび標札（金属製のものを除く。）、旗ざお、ハンガーボード、美容院用いす、ベンチ、帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）、盆（金属製のものを除く。）、マネキン人形、麦わらさなだ、木製またはプラスチック製の立て看板、郵便受け（金属製または石製のものを除く。）、揺りかご、幼児用歩行器、洋服飾り型類、理髪用いす、石こう製彫刻、プラスチック製彫刻、木製彫刻、あし、い、おにがや、きょう木、しだ、すげ、すき、竹、竹皮、つる、とう、麦わら、木皮、わら、きば、鯨のひげ、甲殻、さんご、人工角、ぞうげ、角、歯、べっこう、骨、海泡石、こはく
	第21類	家庭用または台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品および磁器製品 ガラス基礎製品（建築用のものを除く。）、なべ類、コーヒー沸かし（電気式または貴金属製のものを除く。）、鉄瓶、やかん、食器類（貴金属製のものを除く。）、アイスパール、泡立て器、魚ぐし、携帯アイスボックス、こし器、こしょう入れ・砂糖入れおよび塩振出し容器（貴金属製のものを除く。）、卵立て（貴金属製のものを除く。）、ナプキンホルダーおよびナプキンリング（貴金属製のものを除く。）、盆（貴金属製のものを除く。）、ようじ入れ（貴金属製のものを除く。）、米びつ、サラダボール（貴金属製のものを除く。）、ざる、シェーカー、しゃもじ、手動式のコーヒー豆ひき器およびこしょうひき、じょうご、食品保存用ガラス瓶、水筒、すりごぎ、すりばち、ぜん、栓抜、大根卸し、タルト取り分け用へら、なべ敷き、はし、はし箱、ひしゃく、ふるい、

区分	分類	商品または役務
商品	第21類	まな板、魔法瓶、麺棒、焼き網、ようじ、レモン絞り器、ワッフル焼き型（貴金属製のものを除く。）、清掃用具および洗濯用具、家事用手袋、化粧用具、デンタルフロス、おけ用ブラシ、金ブラシ、管用ブラシ、工業用はけ、船舶ブラシ、ブラシ用豚毛、洋服ブラシ、靴ブラシ、靴べら、靴磨き布、軽便靴クリーナー、シューツリー、ガラス製または陶磁製の包装用容器、かいばおけ、家禽用リング、アイロン台、愛玩動物用食器、愛玩動物用ブラシ、犬のおしゃぶり、植木鉢、家庭園芸用の水耕式植物栽培器、家庭用燃え殻ふるい、紙タオル取り出し用属製箱、霧吹き、靴脱ぎ器、こて台、小鳥かご、小鳥用水盤、じょうろ、寝室用簡易便器、石炭入れ、せっけん用ディスプレイ、貯金箱（貴金属製のものを除く。）、トイレトペーパーホルダー、ねずみ取り器、はえたたき、へら台、湯かき棒、浴室用腰掛け、浴室用手おけ、ろうそく消しおよびろうそく立て（貴金属製のものを除く。）、花瓶（貴金属製のものを除く。）、ガラス製または磁器製の立て看板、香炉、コップ、水盤（貴金属製のものを除く。）、風鈴
	第24類	織物および家庭用の織物製カバー 織物、メリヤス生地、フェルトおよび不織布、オイルクロス、ゴム引防水布、ビニルクロス、ラバークロス、レザークロス、ろ過布、布製身の回り品、織物製テーブルナプキン、ふきん、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、織物製いすカバー、織物製壁掛け、織物製ブラインド、カーテン、シャワーカーテン、テーブル掛け、どん帳、織物製トイレシートカバー、遺体覆い、経かたびら、黒白幕、紅白幕、布製ラベル、ビリヤードクロス、のぼりおよび旗（紙製のものを除く。)
	第25類	被服および履物 被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴
	第26類	裁縫用品 編みレース生地、刺しゅうレース生地、組みひも、テープ、房類、リボン、ボタン類、針類、メリヤス機械用編針、編み棒、裁縫箱、裁縫用へら、裁縫用指抜き、針刺し、針箱（貴金属製のものを除く。）、被服用はとめ、衣服用き章（基金属製のものを除く。）、衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。）、衣服用バックル、衣服用ブローチ、腕止め、帯留、ボンネットピン（貴金属製のものを除く。）、ワッペン、腕章、頭飾品、つけあごひげ、つけ口ひげ、ヘアカーラー（電気式のものを除く。）、靴飾り（貴金属製のものを除く。）、靴はとめ、靴ひも、靴ひも代用金具、造花、漁網製作用仔
	第27類	床敷物および織物製でない壁掛け 敷物、畳類、洗い場用マット、人工芝、体操用マット、壁掛け（織物製のものを除く。）、壁紙
	第30類	加工した植物性の食品（他の類に属する物を除く。）および調味料 コーヒーおよびココア、コーヒー豆、調味料、香辛料、食品香料（精油のものを除く。）、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類、食用グルテン、穀物の加工品、ぎょうぎ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドック、ミートパイ、ラビオリ、菓子およびパン、即席菓子のもと、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、アーモンドペースト、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、氷、アイスクリーム用凝固剤、家庭用食肉軟化剤、酒かす、ホイップクリーム用安定剤
	第32類	アルコールを含有しない飲料およびビール ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料、ビール製造用ホップエキス

区分	分類	商品または役務
商品	第33類	ビールを除くアルコール飲料 日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、葉味酒
役務	第42類	<p>飲食物の提供、宿泊施設の提供、医療、衛生および美容、動物の治療、農業に係る役務、法律事務、調査研究、電子計算機のプログラムの作成その他の他の類に属しない役務</p> <p>宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介または取次ぎ、飲食物の提供、美容、理容、入浴施設の提供、写真の撮影、オフセット印刷、グラビア印刷、スクリーン印刷、石版印刷、凸版印刷、医療情報の提供、気象情報の提供、求人情報の提供、結婚または交際を希望する者への異性の紹介、婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供、葬儀の執行、墓地または納骨堂の提供、一般廃棄物の収集および分別、産業廃棄物の収集および分別、庭園または花壇の手入れ、庭園樹の植樹、肥料の散布、雑草の防除、有害動物の防除（農業・園芸または林業に関するものに限る。）、機械・装置もしくは器具（これらの部品を含む。）またはこれらにより構成される設備の設計、建築物の設計、測量、地質の調査、デザインの考案、電子計算機・自動車その他その用途に応じた的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術または経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介および説明、電子計算機のプログラムの設計・作成または保守、医薬品・化粧品または食品の試験・検査または研究、機械器具に関する試験または研究、建築または都市計画に関する研究、公害の防止に関する試験または研究、電気に関する試験または研究、土木に関する試験または研究、農業・畜産または水産に関する試験・検査または研究、著作権の利用に関する契約の代理または媒介、登記または供託に関する手続の代理、通訳、翻訳、施設の警備、身の警備、個人の身元または行動に関する調査、あん摩・マッサージおよび指圧、医業、栄養の指導、家畜の診療、きゅう、健康診断、歯科医業、柔道整復、調剤、はり、保育所における乳幼児の保育、老人の養護、編み機の貸与、衣服の貸与、植木の貸与、カーテンの貸与、会議室の貸与、家具の貸与、火災報知器の貸与、加熱器の貸与、壁掛けの貸与、カメラの貸与、漁業用機械器具の貸与、工学機械器具の貸与、鉋山機械器具の貸与、計測器の貸与、コンバインの貸与、祭壇の貸与、敷物の貸与、自動販売機の貸与、芝刈機の貸与、消火器の貸与、タオルの貸与、冷暖房装置の貸与、超音波診断装置の貸与、調理台の貸与、展示施設の貸与、凸版印刷機の貸与、電子計算機（中央処理装置および電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁器テープその他の周辺機器を含む。）の貸与、流し台の貸与、美容院用または理髪店用の機械器具の貸与、布団の貸与、ミシンの貸与、理化学機械器具の貸与、ルームクーラーの貸与</p>

利 用 案 内

● 開館時間

- ・午前8時30分から午後5時まで
(入館は午後4時30分まで)

● 休館日

- ・12月25日から12月31日まで

※展示替期間(月1回、2~3日程度)は展示室を一部休室しています。

※年に数回は、メンテナンスのため休館しています。

※その他、当館の都合により、休館することがあります。

● 観覧料

区 分	博物館のみ(1人1回につき)			
	個 人	30人以上	100人以上	300人以上
一 般	500円	450円	400円	350円
小学生・中学生	250円	170円	145円	120円

区 分	展示替期間中(1人1回につき)			
	個 人	30人以上	100人以上	300人以上
一 般	300円	270円	240円	210円
小学生・中学生	150円	100円	90円	80円

区 分	博物館・彦根城・玄宮園のセット券(1人1回につき)			
	個 人	30人以上	100人以上	300人以上
一 般	1,200円	1,080円	960円	840円
小学生・中学生	350円	315円	280円	245円

※平成29年12月11日料金改定。

● 施設の使用料(あらかじめ博物館と協議が必要) 使用料(1回当たり)

区 分	午 前	午 後	全 日
能舞台	17,400円	20,900円	34,500円
木造棟	12,500円	14,700円	24,600円
講 堂	2,100円	2,400円	4,300円

注意1. 施設の一部を使用する場合は、別途定めている使用料となります。

注意2. 冷暖房料および設備、器具の使用に係る料金については、別途必要です。

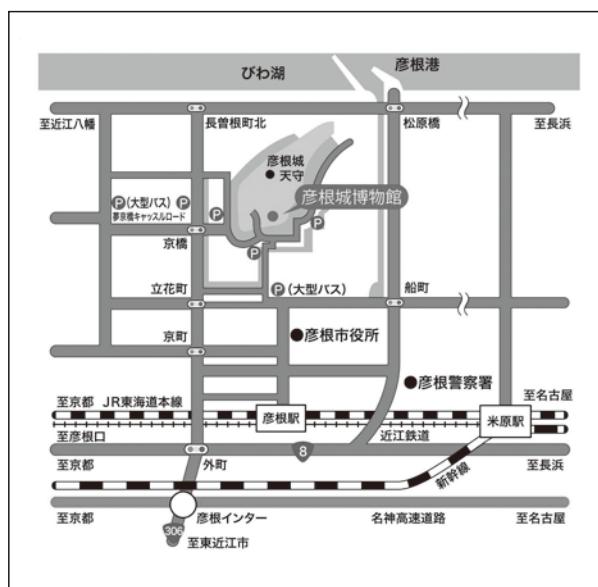
交 通

1 鉄 道

- ・JR東海道本線(琵琶湖線)
「彦根駅」下車 徒歩15分
- ・JR東海道新幹線
「米原駅」下車
東海道本線乗り換え「彦根駅」下車
- ・近江鉄道
「彦根駅」下車 徒歩15分

2 道 路

- ・名神高速道路 彦根インターから約10分
- ・北陸自動車道 米原インターから約30分



彦根城博物館年報

令和5年度

令和6年7月発行

〒522-0061 滋賀県彦根市金亀町1番1号

彦根城博物館